「ねんきん特別便」送付の流れと確認結果の記載例について

1.「ねんきん特別便」の送付（19年度送付分）

「ねんきん特別便」を送付して、年金加入履歴、年金加入期間等をお知らせする。その際、名寄せの結果に応じて、記録に結びつくと思われる旨の「メッセージ」を付して注意喚起を図る。

メッセージ

社会保険庁が把握しているあなたの年金記録は下記のとおりです。記録がもれている可能性がありますので、太枠内の加入記録を十分にご確認いただき、ご回答をお願いいたします。

※　5000万件の確認中の記録の中に、あなたの記録と結びつく可能性のある記録があるため、お知らせしています。

（年金受給者編）

ねんきん特別便　年金記録のお知らせ（案）

181-9999
東京都杉並区高井戸南
7－14－21
年金　太郎　様

432109876543

社会保険庁が把握しているあなたの年金記録は下記のとおりです。記録がもれている可能性がありますので、太枠内の加入記録を十分にご確認いただき、ご回答をお願いいたします。

※　5000万件の確認中の記録の中に、あなたの記録と結びつく可能性のある記録があるため、お知らせしています。

社会保険庁

①基礎年金番号
1234－567890

・生年月日　昭和17年　4月　2日
・作成年月日　年　月　日

（あなたの加入記録）

②番号	③加入制度	④お勤め先の名称または共済組合名等	⑤資格取得年月日	⑥資格喪失年月日	⑦加入月数
1	船保	ABC船舶	昭和37. 4. 1	昭和46.10. 1	114
2	国年	国民年金	昭和46.10. 1	昭和58.10. 1	144
3	厚年	年金鉱山株式会社	昭和59.10. 1	昭和61.11. 1	25
4	厚年	東京株式会社	平成 1. 4. 1	平成 3. 4. 1	24
		（ 厚生年金基金加入期間	平成 1. 4. 1	平成 3. 4. 1	）
5	共済	OC共済組合	平成10. 4. 1	平成13. 8. 1	40
6	国年	国民年金	平成13. 8. 1	平成14. 4. 1	8

⑧国民年金							⑨厚生年金保険		⑩船員保険		⑪年金加入期間合計（⑧＋⑨＋⑩）
納付済月数	全額免除月数	4分の3免除月数	半額免除月数	4分の1免除月数	学生納付特例月数等	計	加入月数（基金）	加入期間（基金）	加入月数	加入期間	
94	0	0	0	0	0	94	49（24）	57（24）	114	152	303
国民年金の加入月数の合計 →						152					

⑫共済組合等加入月数	⑬合計加入期間（⑪＋⑫）	
40	343	※　遺族年金を受けられている方には、ご自身の「ねんきん特別便」とは別に、遺族年金の基となっている亡くなられた方の加入記録を記載した「ねんきん特別便」を送付することとしています。

⑭備考欄（特例扱いの期間等）

※このお知らせの見方については、リーフレットの2ページをご覧ください。

2. 加入記録の確認

加入記録を確認していただき、「ねんきん特別便」に記載されているもの以外に年金制度に加入した期間がないか等を確認。

確認結果を記載

年金加入記録照会票（記入例サンプル）

基礎年金番号	1234－567890	生年月日	昭和・平成 17年 4月 2日
（フリガナ）氏名	ネンキン タロウ 年金 太郎	男・女	（フリガナ）旧姓
現住所	〒181－9999 東京都杉並区高井戸南7-14-21		
電話番号	ご自宅 03（9999）9999	ご自宅以外	（　）
代理人氏名		代理人連絡先	（　）
代理人住所			

「ねんきん特別便　年金記録のお知らせ」の③から⑥欄に記載もれの加入期間がある場合や記載されている年金加入記録が間違っていると思われる場合に、訂正すべき事項について記入してください。記入にあたっては、同封のリーフレットを参考にしてください。（公務員共済に関しては最後に加入していた（または現在所属している）共済組合に、私学共済に関しては日本私立学校振興・共済事業団にお問い合わせください。）

ア 該当番号	イ 加入制度	（フリガナ）ウ 事業所名称または船舶所有者名等	エ 事業所所在地または国民年金に加入していた当時の住所	オ 勤務期間または国民年金加入期間	カ 備考（年金手帳の記号番号）
2	㊀国 厚 船 共		東京都渋谷区 社保町1-2	昭46年10月1日から 昭59年9月30日まで	
	国 ㊀厚 船 共	タカイドカブシキガイシャ 高井戸株式会社	東京都杉並区 高井戸北6-5-4	昭61年11月1日から 平元年3月31日まで	1234-555555
	国 厚 ㊀船 共	エスアイエーキセン 株式会社SIA汽船	神奈川県横浜市	年 月 日から 年 月 日まで	
	国 厚 船 ㊀共	◇◇共済組合		年 月 日から 年 月 日まで	
	国 厚 船 共			年 月 日から 年 月 日まで	

（注）「年金加入記録照会票」に書ききれない場合は、お手数ですが別途便せん等にご記入ください。

国民年金加入期間が間違いである場合

記載されているもの以外に厚生年金に加入した期間がある場合

加入記録に“訂正がある”場合　〈ハガキを切り取らない〉　年金加入記録照会票　確認はがき　＋　年金証書

加入記録に“訂正がない”場合　〈ハガキを切り取る〉　年金加入記録照会票　確認はがき

キ　リ　ト　リ　線

※　加入記録に訂正がある場合は、「確認はがき」を切り取らないでください。

確認はがき

・照会番号　432109876543

※　該当する方を○で囲んでください

今回お知らせした記録について

①　訂正がない

②　訂正がある（○で囲む）

平成　年　月　日提出

氏名

確認結果の回答

訂正がない場合

3. 加入記録に訂正がない場合（被保険者・年金受給者）

確認はがきの質問の回答に、“訂正がない”を○で囲み、切り取って社会保険業務センター宛に返送。

社会保険業務センター

※　加入記録に訂正がある場合は、「確認はがき」を切り取らないでください。

確認はがき

・照会番号　432109876543

※　該当する方を○で囲んでください

今回お知らせした記録について

①　訂正がない（○で囲む）

②　訂正がある

平成　年　月　日提出

氏名

訂正がある場合

4. 加入記録に訂正がある場合（被保険者）

年金加入記録照会票に、記載もれ等となっている加入期間について、事業所名、加入期間、年金手帳の記号番号等を記載して、社会保険業務センター宛に返送。

168-8505
社会保険業務センター　行

5. 加入記録に訂正がある場合（年金受給者）

年金加入記録照会票に、記載もれ等となっている加入記録について、事業所名、加入期間、年金手帳の記号番号等を記載して、社会保険事務所又は年金相談センターで記録訂正と年金の再裁定の手続きを行う。（年金証書の提出が必要）

※社会保険事務所への来訪が困難な場合等には、『ねんきん特別便専用ダイヤル』で照会を受け、社会保険事務所等への郵送を案内する。

社会保険事務所
年金相談センター

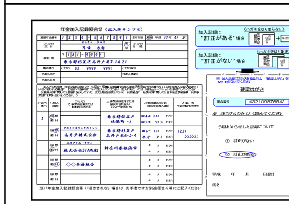

＋
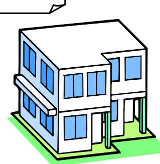
年金証書